



2025年5月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 J - M A X
代表者名 代 表 取 締 役 山 崎 英 次
社 長 執 行 役 員
(コード番号 3422 東証スタンダード・名証メイン)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 青 山 秀 美
(TEL 0584-48-2832)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月20日開催予定の第67回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付で別途開示しております「監査等委員会設置会社への移行及び役員の異動に関するお知らせ」の通り、取締役の職務遂行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2025年6月20日開催予定の第67回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を新設するものであります。なお、変更案第29条(取締役の責任免除)第1項の新設については、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月20日(金) (予定)
定款変更の効力発生日	2025年6月20日(金) (予定)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (機 関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第4章 取締役、取締役会および執行役員 (員 数) 第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> 〈新設〉 (選任の方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 条文省略 3. 条文省略 (任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉 (代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (執行役員および役付執行役員) 第23条 条文省略 2. 取締役会は、その決議によって社長執行役員1名、その他役付執行役員若干名を選任することができる。	第1章 総 則 (機 関) 第 4 条 現行どおり (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> 〈削除〉 (3) 会計監査人 第4章 取締役、取締役会および執行役員 (員 数) 第19条 当社の取締役は、<u>13名以内とする。</u> <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任の方法) 第20条 取締役は、株主総会において<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。 2. 現行どおり 3. 現行どおり (任 期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> <u>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。 (執行役員および役付執行役員) 第23条 現行どおり 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>社長執行役員1名、その他役付執行役員若干名を選任することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集の手続) 第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> (報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役との責任限定契約) 第29条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>	(取締役会の招集の手続) 第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u> 2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> (報酬等) 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第29条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u>
〈新設〉	
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
(員 数) 第30条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	〈削除〉
(選任の方法) 第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	〈削除〉
(任 期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	〈削除〉
(常勤監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	〈削除〉

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集の手続) <u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u> <u>2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	〈削除〉
(監査役会の決議の方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	〈削除〉
(監査役会規程) <u>第36条 監査役会に関するその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</u>	〈削除〉
(報 酬 等) <u>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	〈削除〉
(監査役との責任限定契約) <u>第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>	〈削除〉
〈新設〉	(常勤の監査等委員) <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
〈新設〉	(監査等委員会の招集の手続) <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
〈新設〉	(監査等委員会の決議の方法) <u>第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
〈新設〉	(監査等委員会規程) <u>第33条 監査等委員会に関するその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人 第<u>39</u>条、第<u>40</u>条 条文省略 第7章 計 算 第<u>41</u>条～第<u>44</u>条 条文省略	第6章 会計監査人 第<u>34</u>条、第<u>35</u>条 現行どおり 第7章 計 算 第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 現行どおり